

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【公開番号】特開2011-99219(P2011-99219A)

【公開日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2009-253136(P2009-253136)

【国際特許分類】

E 05 C	1/14	(2006.01)
E 05 B	17/22	(2006.01)
E 05 B	15/10	(2006.01)
E 05 B	63/22	(2006.01)
E 05 B	65/06	(2006.01)

【F I】

E 05 C	1/14	C
E 05 B	17/22	Z
E 05 B	15/10	B
E 05 B	63/22	
E 05 B	65/06	C

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月26日(2011.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

扉の木口側より進退自在なラッチを有し、該ラッチの進出状態の保持及び該保持状態の解除を行う連動機構を備え、前記扉の表裏面に接離方向に移動自在とされて設けられる把手を、前記扉の開く方向に押す或いは引くことにより、前記連動機構を介して前記ラッチを後退或いは後退を許容させるとともに前記扉の開放が行われる開動助勢機構において、前記扉の木口側より突出自在な突出杆と、

前記把手の押し引き動作に従動して一方向に回転し前記連動機構による前記ラッチの進出状態の保持を解除するとともに前記突出杆を突出させるカム板と、

前記扉の閉鎖時における該扉の木口側に対向する建物側枠体に配設され、前記突出杆の突出時に当接し、該突出杆の突出方向に対して略直交する前記扉の開放方向へ、前記突出杆の突出とともに前記扉を揺動させる当接部と、

を具備することを特徴とする開動助勢機構。

【請求項2】

請求項1記載の開動助勢機構であって、

前記カム板は、扉厚み方向に沿う方向の支軸に回動自在に支持され、該支軸を挟み半径方向外側に突出する一対の腕部が突設され、それぞれの該腕部には開扉時回転側と反対側の面に前記一対の把手からの各作動片が当接し、且つ一方の前記腕部が前記突出杆を開扉時回転側に当接して突出させることを特徴とする開動助勢機構。

【請求項3】

請求項1または2記載の開動助勢機構であって、

前記ラッチが、反転ラッチであることを特徴とする開動助勢機構。

【請求項 4】

請求項 1，2，3 のいずれか 1 つに記載の開動助勢機構であって、

前記連動機構は、前記支軸と同方向の揺動軸にて揺動自在に支持される少なくとも一つの揺動部材を有し、

前記揺動部材は、前記カム板の開扉時回転によって前記揺動軸を挟む一方の揺動端が押圧され、前記揺動軸を挟む他方の揺動端に設けられた規制部が前記ラッチから離脱して前記ラッチの進出状態の保持を解除することを特徴とする開動助勢機構。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

次に、上記の課題を解決するための手段を、実施の形態に対応する図面を参照して説明する。

本発明の請求項 1 記載の開動助勢機構は、扉 13 の木口 13c 側より進退自在なラッチ 33 を有し、該ラッチ 33 の進出状態の保持及び該保持状態の解除を行う連動機構 35 を備え、前記扉 13 の表裏面に対して接離方向に移動自在とされて設けられる把手 11 を、前記扉 13 の開く方向に押す或いは引くことにより、前記連動機構 35 を介して前記ラッチ 33 を後退或いは後退を許容させるとともに前記扉 13 の開放が行われる開動助勢機構において、

前記扉 13 の木口 13c 側より突出自在な突出杆 37 と、

前記把手 11 の押し引き動作に従動して一方向に回転し前記連動機構 35 による前記ラッチ 33 の進出状態の保持を解除するとともに前記突出杆 37 を突出させるカム板 31 と、

前記扉 13 の閉鎖時における該扉 13 の木口 13c 側に対向する建物側枠体 75 に配設され、前記突出杆 37 の突出時に当接し、該突出杆 37 の突出方向に対して略直交する前記扉 13 の開放方向へ、前記突出杆 37 の突出とともに前記扉 13 を揺動させる当接部 73 と、
を具備することを特徴とする。